

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第9号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（支給しない場合）</p> <p>第4条 職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（条例第43条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の機関の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）第3条第1号に規定する派遣職員の同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第2項及び第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、その月の給料の特別調整額を支給しない。</p>	<p style="text-align: center;">（支給しない場合）</p> <p>第4条 職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（条例第43条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の機関の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）第3条第1号に規定する派遣職員の同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者の同条第1項に規定する特定法人において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、その月の給料の特別調整額を支給しない。</p>

別表第1（第2条関係）

組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
知 本 事 庁 の 事 務	[略]			[略] 首席ス ポーツ 振興専 門員	[略]	

別表第1（第2条関係）

組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
知 本 事 庁 の 事 務	[略]			[略] 首席ス ポーツ 振興専 門員	[略]	

部局			<u>医療企画監</u> 医師支援推進監 [略]			
	[略]					
広域振興局以外の出先機関		[略]		保健所次長（奥州に限る。） 農業研究センター畜産研究所外山畜産研究室長 [略]		
	[略]					
教育委員会等の事務局等	本庁	[略]	教育次長	[略] 参事 <u>教育企画推進監</u> 総括課長（教職員課に限る。）	総括課長 課長 学校教育企画監 [略]	[略]
	[略]					
警察本部等		[略]		[略] 科学捜査研究所長 <u>機動捜査隊長</u>	[略] サイバーセキュリティ対策官	
	[略]					

部局					医師支援推進監 [略]	
	[略]					
広域振興局以外の出先機関		[略]		保健所次長（奥州に限る。） <u>緊急支援課長</u> 農業研究センター畜産研究所外山畜産研究室長 [略]		
	[略]					
教育委員会等の事務局等	本庁	[略]	教育次長 <u>首席職務管理監</u>	[略] 参事 総括課長（教職員課に限る。）	総括課長 <u>教育企画推進監</u> 学校教育企画監 [略]	<u>服務管理監</u> 課長 [略]
	[略]					
警察本部等		[略]		[略] 科学捜査研究所長	[略] サイバー犯罪対策官	
	[略]					

		交通機 動隊長 [略]	刑事指 導官 検視官 室長 [略] 災害対 策室長 <u>警衛対 策官</u> 術科調 査官 [略]			交通機 動隊長 [略]	刑事指 導官 <u>機動捜 査隊長</u> 検視官 室長 [略] 災害対 策室長 術科調 査官 [略]		
	[略]					[略]			
	[略]					[略]			
	[略]					[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。